

弘前市特別職報酬等審議会委員募集要項

1 趣旨

この要項は、弘前市特別職報酬等審議会（「以下「審議会」という。）の委員を公募するにあたり、募集や選考の方法など必要な事項について定める。

2 委員の役割

- (1) 市長など特別職の給料の額や議員報酬の額などを審議する。
- (2) 委員の任期は、委嘱の日から審議終了までとする。
- (3) 審議会は、平成29年11月上旬から平成30年1月までの期間で4回程度開催する。

3 募集

- (1) 募集告知は、「広報ひろさき（9／1号）」及び市ホームページへ掲載する。
- (2) 募集期間は、平成29年9月1日から平成29年9月29日までとする。
- (3) 募集する人数は、2名程度とする。

4 報酬等

「弘前市議員報酬、費用弁償等の額及びその支給方法条例」の規定に基づき、審議会1回の出席につき、報酬及び交通費相当額を支給する。

5 応募資格と方法等

- (1) 応募資格は、市内に在住する満20歳以上の市民とする（市議会議員、公務員及び既に市の審議会などの委員になっている者を除く）。
- (2) 応募しようとする者は、「応募の動機」をテーマとする作文（800字程度）を提出するものとする。
- (3) 作文は、応募者本人の作成によるもので、住所、氏名、（ふりがな付き）、年齢、性別、職業、電話番号を明記するものとする。

6 選考方法等

- (1) 選考は、別途定める選考委員会で行う。
- (2) 選考の方法は、作文の内容について、項目別に評価し、得点集計を行うとともに、応募者の属性も考慮のうえ、候補順位を決定する。
- (3) 市長決裁を経て、委員を選任する。

7 選考基準

次に掲げる項目によることとする。

(1) 応募動機の明確度

委員に応募した動機が明確で、説得力があること

(2) 積極的・建設的発言の期待度

積極的な発言が期待され、かつ、公平な立場での建設的意見が期待できること

(3) 応募文の構成力

文章の展開・構成がしっかりしていること

8 採点基準

評価	劣る	やや劣る	普通	やや良い	良い
点数	1点	2点	3点	4点	5点

9 発表

選考結果については、応募者全員に文書で通知するほか、市のホームページで発表する。